



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社  
代表社名 代表取締役社長 岩山 統  
(コード番号 5729 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役企画管理部長 鳩川勝美  
(TEL 03-3235-0021)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 111 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 会社法第 939 条に基づき、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるため、第 4 条(公告の方法)を変更するものであります。
  - ② 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
  - ③ 会社法施行規則第 94 条、133 条および会社計算規則第 161 条、162 条の規定に従い、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示できるようにするため、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - ④ 会社法第 309 条第 1 項の規定に従い、中長期的視野に基づく経営の安定性を確保するため、第 22 条(取締役の解任)を新設し、取締役の解任決議要件を明確化するものであります。
  - ⑤ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - ⑥ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑦ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(2) 当社の取締役の員数につき、現行定款の「15名以内」は会社の内部統制、運営に過大であるため、別段の事由が生じるまで「9名以内」に減じるものであります。

(3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、変更案第8条（株券の発行）、第10条（株主名簿管理人）、第19条（取締役会の設置）、第31条（監査役および監査役会の設置）、第40条（会計監査人の設置）につきましては、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）のみなし規定に基づき、平成18年5月1日付で変更いたしております。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以上

## 定款変更の内容

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、日本精鉱株式会社と称する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 鉱業、土石採取業 2. 製錬業、金属加工業 3. 工業薬品、その他の化学工業品製造業 4. 窯業 5. 製錬業用および化学工業用機械装置製造業 6. 農産物の製造 (加工、販売、生産、栽培) および林業・園芸業 7. 土木建設業 8. 産業廃棄物および一般廃棄物処理業 9. 観光事業 10. 不動産の売買、賃貸ならびに管理 11. 前各号に付帯関連する一切の事業および第 1 号から第 6 号に関連する原材料、製品の売買および輸出入業務	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する、日本経済新聞に <u>掲載</u> する。	(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は <u>電子公告により行う。</u> 2 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(会社の発行する株式の総数) 第 5 条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は、5 千万株とする。	( <u>発行可能株式総数</u> ) 第 5 条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、5 千万株とする。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>取締役会決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。</u>
( <u>1 単元の株式数および単元未満株券の不発行</u> ) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1, 0 0 0 株とする。	( <u>単元株式数</u> ) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、1, 0 0 0 株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、その限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u>  <u>第8条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。  当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱)</u>  <u>第9条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>(届出)</u>  <u>第10条</u> <u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）および質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その氏名、住所、印鑑を届け出なければならない。</u>  <u>これを変更したときも同様である。外国に居住する株</u></p>	<p>(現行定款第7条第2項は、改定案第8条第2項に移設)</p> <p><u>(株券の発行)</u>  <u>第8条</u> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u>  <u>第9条</u> <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>  <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u>  <u>第10条</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u>  <u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u>  <u>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱規則)</u>  <u>第11条</u> <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>主および質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めて届け出なければならない。</u> <u>これを変更したときも同様である。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項その他本定款に別段の定めある場合のほか、必要あるときは予め公告して、一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p><u>第 12 条</u> 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要の際これを招集する。</u></p>	<p>(招集の時期)</p> <p><u>第 13 条</u> 定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において定めた順位により他の取締役が<u>これに代わる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>招集する。</u></p> <p><u>2</u> 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第1項は現行定款第14条第2項より移設。第2項は新設。)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会は、法令または定款に別段の定めあるほか、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 <u>商法第343条の規定による決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、<u>その経過の要領と結果を議事録に記載して、議長および出席取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 取締役の<u>選任</u>は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は<u>代理権を証明する書類を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の<u>決議は</u>、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第19条 当社は<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の<u>選任決議は</u>、<u>累積投票によらない。</u></p> <p><u>(取締役の解任)</u></p> <p>第22条 取締役の<u>解任決議は</u>、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員によって就任した取締役の任期は、他の<u>取締役の残任期間</u>とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会の決議により、<u>会社を代表する取締役 3 名以内を選任</u>する。</p> <p>取締役会は、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 4 日前に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、取締役会の決議によって代表取締役 3 名以内を選定</u>する。</p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役各 1 名、常務取締役若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 4 日前に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第 23 条 当社の監査役は、4名以内とする。 当社は、監査役が法令に定める数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 24 条 監査役は、株主総会において選任する。 また、監査役補欠者は、定時株主総会において選任する。 監査役および監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補充によって就任した監査役の任期および監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任の監査役の残任期間とする。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 当社の監査役は、4名以内とする。 (現行定款第 23 条第 2 項削除)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行定款第 24 条第 3 項削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 26 条 <u>監査役は、互選により常勤監査役 1 名以上を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 4 日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(第 6 章 第 40 条～第 43 条 新設)</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 40 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 42 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第30条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第31条</u> 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当により金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p>(転換社債の転換と配当金)</p> <p><u>第33条</u> 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは、10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(配当金などの除斥期間)</p> <p><u>第34条</u> 利益配当金または中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。 未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第44条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第45条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第46条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第47条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以上